

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	伊賀市消防団適正化計画			重点項目番号	7					
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 少子・高齢化及び消防団員のサラリーマン化により消防団員の確保、昼間の災害発生に即応できない状況が起こっている。 【問題点、必要性】 適正で効率よく消防団の組織を一本化し、市民の安全・安心を図るために、消防施設、消防団員数及び各分団の管轄区域等を適正に見直す必要がある。 【現状の客観的な説明】 合併により伊賀市消防団が組織された。それぞれの団員数やポンプ数は旧市町村単位の定数を合計した数となっている。			番号	④					
				担当課(執行する課)	消防本部 消防救急課					
				責任者名(執行責任者)	課長 石橋勝美					
				担当課電話番号	24-9102					
対象等(なにが、だれが)	伊賀市消防団			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【財政効果】 「伊賀市消防団適正化計画」が実効した場合の財政効果については、意見の集約等を精査した後の回答となる。 【効果根拠】 現時点では効果根拠はでない。					
成果(対象がどうなるのか)	支援団員・女性団員の設置による早急な災害対応や、部・班の統合により活動範囲が広くなり広域的な体制となる。				特記事項	「伊賀市消防団適正化計画」が実効した場合の効果は、有事の際、地域に強い消防団員(支援団員含む)の早い対応により個人・公共財産の被害が軽減できる。				
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 伊賀市消防団適正化計画により、平成24年度末を目標に、団員数・ポンプ積載車数の見直しと団員の処遇改善等を行う。 【目標数値】 《最終目標》 平成24年度が行動計画の最終年で、計画(地域説明会での変更を含む)で定める伊賀市消防団の条例改正を行う。 《平成20年度の目標》 各自治会に消防団適正化計画の説明会を行い、公平・公正で地域の特性・事情等を考慮した団員・ポンプ庫の配置の見直しについて検討し、意見の集約を行う。 《平成21年度の目標》 検討した結果を精査し、地域の特性・事情等を考慮した団員・ポンプ庫の配置の見直しについて計画する。 《平成22年度の目標》 検討した結果を精査し、地域の特性・事情等を考慮した団員・ポンプ庫の配置の見直しについて計画する。 【目標の客観的な説明】 消防力の整備指針では、小型動力ポンプ1台につき4名であるが災害時の参集率を考慮し10名とした。車両の配備数は300戸に1台、500戸に2台、1,000戸に3台を基本とし、3台を限度とする。支援団員については、1000戸未満で10名、2000戸未満で15名、2000戸以上で20名を限度とする。ただし、地域の特性・事情により増減するものとする。			行程表(いつまでにやるのか)		平成20年度		平成21年度		平成22年度
	活動指標名	目標値	定義・算定式		4月	10月	4月	10月	4月	10月
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	支援消防団員要綱の策定	平成20年6月	支援団員の任用、職務及び報酬について必要な事項を定める。							
	基本団員・支援団員計画の策定	平成20年6月	年次的な計画を策定し、随時支援団員を募集する。							
	各自治会への適正化計画説明会開催	平成20年度	各自治会に適正化計画の説明を実施する。							
	消防団員数・支援団員数・女性団員数	条例定数1,510名	基本団員の調整と支援団員・女性団員の募集を行う。							
	ポンプ庫ポンプ数の適正配置	未定	平成24年度末に公平・公正なポンプ庫の配備を行う。							
	伊賀市消防団条例、規則の改正	平成25年3月	消防団の組織・管轄区域・定数・報酬等の改正。							